

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。日差しが温かく春を感じる季節となりました。今回は「令和6年度税制改正大綱」より中小企業に係る改正内容の一部についてご紹介いたします。

令和6年度税制改正大綱

(1) 中小法人の交際費課税の特例の拡充及び延長

販売促進手段に限られる中小法人にとって交際費等は事業活動に不可欠な経費であることから、定額控除限度額（800万円）までの全額を損金算入できる特例措置がとられています。この特例措置が3年間延長されます。

加えて、交際費等から除外される飲食費に係る基準（1人あたり5,000円以下）が1万円に引き上げられます。この取扱いについては、令和6年4月1日以後に支出する飲食費等から適用されます。

改正概要

【適用期限：令和8年度末】

※交際費等：交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係する者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（1人あたり5,000円超の飲食費含む）。

1人あたり5,000円以下の飲食費は、交際費等の範囲から除外されているが、これを**1万円に引き上げ**。

(2) 少額減価償却資産取得価額の損金算入特例措置の延長

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に即時償却（全額損金算入）できる制度が2年間延長されます。

改正概要

【適用期限：令和7年度末】

○適用対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除く

	取得価額	償却方法
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 ^{※1} (残存価額なし)
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)

← 合計300万円まで

本則^{※2}

※1 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

※2 本則についても、適用対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産が除かれる。

※3 従業員数については、中小企業者は500名以下、出資金等が1億円超の組合等は300名以下が対象

(出典：経済産業省「令和6年度 経済産業関係 税制改正について」(令和5年12月))

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350